

建築改修工事監理指針平成22年版 講習会 質問と回答

平成23年4月

	頁	章・節	質問内容	回答
1	全般		監理指針を契約図書としない理由は何ですか。	監理指針は、発注者の監督員が工事監理を行う場合の指針であり、受注者が行うべき事を定めた仕様書では無いためです。記述も、「…とすることが望ましい。」、「…の例を示す。」、「参考を示す。」などとなっていて、契約図書として使えません。
2	全般		建築改修工事の品質計画を作成する場合の参考資料を教えてください。	ISO9001に品質計画と品質計画書についての記述があるほか、書籍も出版されておりネットで検索できます。
3	全般		標準仕様書と監理指針の内容について、常時質問できる場所は、何処でしょうか。	当センターで受け付けております。当センターHPの「保全相談」に問い合わせメールアドレスを載せております。
4	全般		講習内容のCDまたはDVDの発行の企画・計画はないでしょうか。無ければ今後、作成を希望します。	計画はございません。
5	全般		毎度のことですが、講習時間が非常に短く、説明も早いので理解できないぶぶんが多くて困ります。受講料が少し高くなってもよいので、1～2日間の充実した講習を望みます。せっかく各県、遠くから受講しに来るので、今後、施肥善処していただきたいと思います。	次回講習会の時間拡大(1日)等を検討致します。
6	(上)312	図4.1.7	「構造体コンクリートとモルタル間」の浮きにおいて、※3より「下地モルタルと張り付けモルタル界面」での浮きが含まれると解釈してよろしいでしょうか。	張り付けモルタル厚さが十分にある工法もありますので、※3はそのような場合と解釈下さい。張り付けモルタルの厚みに応じて適切な工法を選定して下さい。
7	(上)312	図4.1.7	上記の場合「下地モルタルと張り付けモルタル界面」の浮きに対して、アンカーピンニング注入工法を選定するフローとなりますが適用してよろしいのでしょうか。タイル+張り付けモルタル側はアンカーピンが定着する厚みが無いと考えます。	
8	(上)312	図4.1.7	※4に記載されている「構造体の耐久性確保が必要な場合」の判断基準を例示いただけませんか。逆に、必要無い場合とはどのようなケースに当たるのでしょうか。	(社)日本建築学会「鉄筋コンクリート造建築物の耐久性調査・診断及び補修指針(案)・同解説」(1997)の劣化度判定基準等を参照下さい。

9	(上) 312	図4.1.7	「浮き」でタイル張りを「除去」する場合のフローにおいて、「下地モルタル等」の「等」とは何を指すのでしょうか。	張り付けモルタルです。
10	(上) 312	図4.1.7	上記フローで「下地モルタル等がある場合」は「タイル部分張り替え工法」を選択することになりますが、この工法は0.25㎡程度以下に限定されています。0.25㎡を超える場合の選択肢は何になるのでしょうか。	タイル部分張り替え工法は「下地モルタル等がある場合及び1箇所当たりの張り替え面積が0.25㎡程度以下の場合」に適用します。従って、健全な下地モルタルがあれば、0.25㎡程度以上でも適用可能です。
11	(上) 397 他	4.5.2他	ひび割れ幅の表記が「以上、以下」となっていますが、区分が不明確になるため「以上、未満」にすべきではないでしょうか。	ご指摘の通り、「0.2mm以上」と「0.2mm以下」という箇所がありましたので後者は「未満」に訂正します。 なお、現実的にはひび割れ幅の測定には誤差もありますので、境界値はあくまで目安と考えてください。境界値付近ではどの工法を採用するかは、ひび割れ幅以外の要因も含め総合的に判断して下さい。
12	(上) 397	表4.5.1	「挙動のあるひび割れ」「殆ど挙動のないひび割れ」の判断基準を例示していただけませんか。	明確な基準は示すことは困難ですが、壁を貫通したひび割れで温度変化の大きい箇所や、ひび割れ部が沈下などの外的な荷重の影響を受ける箇所などは、「挙動のあるひび割れ」と考えられます。
13	(上) 397	表4.5.1	「挙動のあるひび割れには軟質形エポキシ樹脂」となっていますが、P321では「軟質形は現場の状況判断によって使用」とあります。どちらの判断基準を正と考えればよいのでしょうか。	「挙動のあるひび割れ」は「現場の状況判断によって使用」する場合に該当するとお考え下さい。
14	(上) 398	表4.5.1	Uカットシール材充填工法において、ひび割れ幅0.2～1.0mmで挙動しないひび割れに充填する材料が不明です。	どちらを使用することも可能です。 なお、「改修標仕」ではひび割れ幅等による使用材料の規定はなく、また「改修指針」の表も目安とお考え下さい。
15	(上) 398	表4.5.1	可とう性エポキシ樹脂は、表面を平滑に仕上げられるため塗装下地等に適用されますが、タイル下地でシーリング材と可とう性エポキシ樹脂を使い分ける必要があるのでしょうか。	表4.5.1は、ひび割れ挙動に応じた、Uカット部分への充填材料の使い分けを示しており、仕上げ材に応じた下地材料の使い分けを示したものではありません。
16	(上) 398	表4.5.1	Uカットシール材充填工法を施した場合のタイル補修は、改修標仕P94の4.5.2(b)(iv)①に示されるタイル部分張り替え工法(ポリマーセメントモルタルを使用)又はタイル張り替え工法(モルタルを使用)の何れかとなりますが、挙動のあるひび割れ上のタイル張りには弾性接着材を用いる必要があるのではないのでしょうか。	未だ公表された判断根拠となる資料はありませんが、挙動のあるひび割れ上のタイル張りには弾性接着剤を適用できる可能性が考えられます。

17	(上) 401	表4.5.2	(b)タイル張り替え工法で「下地モルタルが存在しない場合に適用する」とありますが、「存在しない場合にも」ではないでしょうか。	タイル張り替え工法は、健全な既存下地モルタル等が存在せず、かつ1箇所あたりの張り替え面積が0.25㎡程度を超える場合に適用するとお考え下さい。
18	(上) 401	表4.5.2	(b)タイル張り替え工法で「一箇所の張り替え面積が大きい場合に適用する」、「下地モルタルが存在しない場合に適用する」とありますが、P400の4.5.3(c)並びにP312の図4.1.7と食い違いが生じます。表4.5.2を正と判断してもよいでしょうか。	
19	(上) 401	表4.5.2	上記より表4.5.2を正として判断すると、適用図書である改修標仕と食い違いが生じますがこれに従ってよいでしょうか。	
20	(上) 459	4.7.4(c)	「火災時にエポキシ樹脂モルタルが消失した後も構造的な安定性が確保出来るような軽微な補修」とはどのような場合か例示いただけませんかでしょうか。	国土交通省住宅局建築指導課・市街地建築課編集「平成17年6月1日施行改正建築基準法・同施工令等の解説」ではご指摘のように「火災時にエポキシ樹脂モルタルが消失した後も構造的な安定性が確保出来るような軽微な補修」に関しては例示耐火構造に含まれると判断してよいと記述されています。軽微な補修の例としては、「例えば壁の表面に入ったき裂に注入する等の軽微な補修」と示されており、表層部の小面積の補修などがそれに該当すると考えられます。
21	(上) 427	4.6.3	既存仕上塗料や左官材料のアスベストの有無についての記述があるが、9.1.1アスベスト処理工事の適用範囲には入っていないがどうか。	改修監指の「適用範囲」の項は「公共建築改修工事標準仕様書」の適用範囲の解説をしているものであり、それに塗料や左官材料が含まれていないためです。 また、「改修監指」では「改修標仕」の「適用範囲」以外の事項の説明も記載しています。 なお、塗料等は大気汚染防止法における「特定建築材料」には該当せず、また石綿障害予防規則5条の届け出の対象でもありませんが、石綿障害予防規則では、0.1%以上含有される材料は規制対象となり関連規定に従う必要があります。作業レベルは(社)日本石綿協会の「建築物等の解体等の作業における石綿障害予防規則適用一覧表」等を参照して適切に対応して下さい。
22	(下) 664	9.1.1	(a)適用範囲 「③アスベスト含有成型版」とありますが外壁改修時の仕上げ塗量や左官材料を9.1.1の適用範囲に入れる予定はありますか。(正誤表等により)	上記のとおりですので、予定はありません。

23	(下) 319	8.8.6	(b)材齢28日の現場封かん養生供試体0.7Fcが必要な正誤表の時期を教えてください。	2010年12月9日です。下記国交省HPを参照下さい。 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000028.html 建築保全センターのHPにも掲載しています。 http://www.bmmc.or.jp/gyoumu5/gyoumu5-1/index.html
24	(下) 319	8.8.6	(a)現水養生した供試体の試験結果の判定は材齢28日までの平均気温←水温と考えてよろしいですか。 ※(a)(1)(2)の平均気温が20℃も同様でよろしいですか。	現場水中養生の平均気温とは「毎日、養生水槽の水温の最高及び最低を測定し、養生期間中の全測定値を平均した値」となります。
25	(上) 120 ～	3.1.4	改修防水工法における既設防水工法による区分P～Lは何の略文字か教示下さい。 また、新規防水工法の種別による区分A～Yは何の略文字かご教示下さい。	P:Protected M:Mineral surfaced T:Thermai insulated S:Sheet L:Liquid I:Insulated AS:Asphalt sheet などです。
26	(下) 312	8.8.4	指針下巻P312の表8.8.2により1回の「調合管理強度の管理試験用」は3個ですが、p311のb(ii)及び仕様書8.8.5により3個×3回＝9個が必要と理解してよろしいでしょうか。 また、コンクリート圧縮試験費は「共通仮設費率」に含まれていますが、試験体の増による増額分について率の見直し等はされてますでしょうか。	3回の試験なら、9個必要になります。 調合管理強度の管理試験用」の判定に3回の試験結果の平均値が加えられましたが、回数(150m3ごとに1回)は変わりませんので、回数は増えていません。従って、共通仮設費率の見直しは行われていません。
27	(下) 355	8.13.3	(c)(2)「長期間保管された高力ボルト」について、長期間はどれくらいの期間を目安とされていますか。	保管環境によって違いますので、一概に期間の目安を示すことは困難です。発錆等の劣化状況などから判断して下さい。
28	(下) 670	9.1.1	1.「建築物等…事前にアスベスト状況…調査が必要である。調査は…」とありますが、(事前調査＝一次、二次スクリーニング及び分析調査と述べていると思います。)そこで質問ですが、石綿障害予防規則3条(事前調査)では、結果記録の保存期間が記載されていないと思うのですが、(読みましたが見つけられませんでした)指針に記載している事前調査結果記録の保存期間40年とはどのような理由で決まったのでしょうか) 2.「…結果は40年保存する。」とありますが、保存するのは、一次、二次スクリーニング及び分析結果を40年保存することによろしいでしょうか。(例えば、建物を取り壊した後、上記の調査結果を40年間保存するという解釈でよろしいでしょうか。)	1. 石綿則第3条による調査結果の保存期間については、平成18年8月11日 基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」の第3細部事項 2石綿障害予防規則関係 (13)第35条関係 に「第3条に基づく事前調査の結果についても併せて40年間保存することが望ましいこと。」と記載されています。 2. 「調査結果報告書」を40年間保存することになります。